

パイオニアグループ コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条

本基本方針は、パイオニア株式会社（以下「当社」といいます。）のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みを示すものであり、パイオニアグループにおける実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としています。当社取締役会において、継続的かつ定期的に本基本方針を見直し、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを創造的に進化させてまいります。

(企業理念、事業方針)

第2条

1. 当社は、創業者松本望の志「より多くの人に、より良い音を」を継承したパイオニアグループの企業理念「より多くの人と、感動を」を実現していきます。また、わが社創立以来遵守してきた信条を社是として定め、当社グループの取締役、監査役、執行役員、従業員（以下「役職員」といいます。）各自が体得し判断と行動の基準としています。更に、グループの経営姿勢を「パイオニアグループ企業行動憲章」として掲げ、それに沿って役職員各自が遵守すべき事項を「パイオニアグループ行動規範」として定めています。

また、当社は、「音」、「映像」、「情報」を通じて、「街でも家でも車でも、笑顔と夢中が響き合う」を企業ビジョンに、「車室空間における快適、感動、安全・安心を創出する『総合エンタテインメント』のリーディングカンパニーを目指す」ことを事業方針としています。

<企業理念>

<http://pioneer.jp/corp/>

<企業ビジョン>

<http://pioneer.jp/corp/info/profile/vision/>

<社是>

<http://pioneer.jp/corp/info/profile/creed/>

<パイオニアグループ企業行動憲章>

<http://pioneer.jp/corp/society/csr/code/charter.php>

<パイオニアグループ行動規範>

<http://pioneer.jp/corp/society/csr/conduct/>

2. 当社は、社会から信頼される企業であり続け、お客様の満足と信頼を得、公正で自由なビジネス関係を築き、業務を適正かつ効率的に遂行し、一人ひとりがいきいき働くために、役職員が業務における判断・行動の基準として遵守すべき基本的な事項を「パイオニアグループ行動規範」として定めており、役職員各自はこれを実践します。

3. 当社は、パイオニアグループ規程「ビジネス・エシックス基本規程」に基づいて社外取締役を委員長とする「ビジネス・エシックス委員会」を設置し、「パイオニアグループ行動規範」を周知徹底し、その遵守状況については、取締役会で定期的に報告されます。さらに、「パイオニアグループ行動規範」に反する行為の早期発見や適切な対応のために、グループ全体の社内通報制度として外部機関を窓口とする「ビジネス・エシックス・ホットライン」を設けています。寄せられた通報は、「ビジネス・エシックス委員会」事務局と同時に、監査役にも報告される仕組みとしており、通報者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることのないよう適切な運営を図っています。

4. 当社は、「パイオニアグループ企業行動憲章」において、「一人ひとりがいきいきと働くために」を行動規範の一つとして掲げています。企業ビジョンに掲げた「街でも家でも車でも、笑顔と夢中が響き合う」の実現に向け、性別、年齢、国籍などにかかわらず、多様な役職員が自らの能力を発揮し、それぞれの職場・業務で果たすべき役割に、意欲的にそして生き生きと取り組むことができる風土作りに取り組んでいます。また、その基盤づくりのため、人事部内にダイバーシティ推進担当者やキャリア支援担当者を設置しています。

第2章 株主およびステークホルダーとの関係

(株主総会)

第3条

1. 当社は、株主総会を最高の意思決定機関と位置づけ、かつ株主との建設的な対話の場であると認識しています。株主が適切に権利行使できますよう、「集中日」を回避して株主総会日を設定し、招集通知を法定期限より1週間早く、株主総会の開催日の3週間前に発送し、発送日当日に英語版とともにT D n e t や当社ホームページに公表しています。

当社は、株主の適切な判断に資する情報の提供を図るため、招集通知の作成に当たっては、法令に基づく開示事項はもとより適宜項目を追加する等、充実に努めています。また、株主総会においては、当社の事業の状況や議案の内容を、スライドを使用する等して株主に対し説明し、十分な質疑応答を実施した上で、議案について決議いただくことを基本方針としています。

当社は、株主総会にご出席いただけなかった株主に向けて、株主総会の会場で説明しているスライドや議案内容およびその審議結果を、株主総会終了後、当社ホームページに掲載しています。

2. 当社は、国内外の機関投資家による議決権行使環境の向上を図るため、インターネットによる議決権行使を採用するとともに、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。さらに、外部の専門機関を通じて、国内の株主に対する招集通知発送のタイミングに合わせて、英文の招集通知を海外の株主に発送しています。

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から、株主総会への出席や信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を求められた場合には、当社の実質株主であることの確認および信託銀行等との議決権の重複行使の回避が必要であることから、信託銀行等とも協議を行い、その可否を判断します。

3. 当社は、株主総会終了後、株主総会におけるすべての議案について議決権行使結果の分析を行っています。相当数の反対票が投じられた議案の分析結果については、必要に応じて取締役会に報告し、今後の株主総会の運営等に反映させることとしています。

4. 当社は、株主総会の決議事項の一部を取締役に委任する内容を株主総会に提案する場合には、取締役会において、当社がその提案にふさわしい体制であるかどうかを含め、真摯に議論します。

(株主総会以外の株主またはステークホルダーとの良好な関係の構築)

第4条

1. 当社は、株主はもとより、国内外の機関投資家や証券アナリスト等との建設的な対話を促進するため、IRを担当する役員を任命し、IRに関する専門の部門を設置しています。

2. 当社は、「より多くの人と、感動を」を企業理念としており、さらに、創業以来の信条である社是においても、当社の目的を「社会に奉仕すること」と位置づけています。

3. 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）をめぐる課題への対応が、中長期的な企業価値向上に重要な要素であることをも踏まえ、株主、投資家、顧客、取引先、役員および地域社会等、様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めます。

（株主との建設的な対話の促進）

第5条

1. 当社は、株主との建設的な対話に関する取組みとして、経営トップとIR担当役員が説明する決算説明会や企業説明会を開催するとともに、当社ホームページへの情報開示等の実施により、当社の経営方針、事業戦略等、事業に関する各種情報を日本語および英語で提供し、当社への理解を深めてもらうよう努めています。

また、当社は、株主、投資家や証券アナリストから寄せられた意見は、IR部門でこれを取りまとめ、役員にフィードバックし、今後の経営に役立てています。

2. 当社は、株主等から個別の対話（面談）について要望がある場合にはIR部門が対応しますが、必要に応じて、社長、取締役および執行役員が面談に臨むことを基本方針としており、良好な関係構築に向けて建設的な対話に努めています。

3. 当社は、原則として年に2回、株主構成の把握を行っています。株主構成の把握に当たっては、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の判明調査も併せて実施し、調査結果をIR活動に役立てています。

上記のほか、大量保有報告書やその変更報告書の確認等を通じて、随時、株主構成の変化の把握に努めています。

（資本政策の基本的方針）

第6条

1. 当社は、財務の健全性、資本効率、株主還元について、それぞれのバランスを重視することを資本政策の基本方針としています。成長戦略等の施策を着実に実行していくことで、収益基盤を強化し、企業価値の向上を図ってまいります。

2. 当社は、中長期的な企業価値の向上を株主還元策の基本とし、配当については、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、業績を勘案して適切な額を還元することを基本としています。

3. 当社は、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本調達を実施する場合には、取締役会において上記資本政策の基本方針に照らして十分に審議の上決議するとともに、株主・投資家への説明を行います。

（政策投資）

第7条

1. 当社は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する企業の株式を、業務提携や取引関係の強化など経営戦略の一環として保有することがあります。

2. 政策保有株式については、取締役会において毎年定期的に、当該株式の保有目的、効果および経済的合理性を検証し、保有継続の可否を判断してまいります。

3. 政策保有株式の議決権の行使につきましては、当社の企業価値向上に資するかどうかを基準に、提案された議案を検討のうえ、適切に議決権を行使します。

（買収防衛策）

第8条

当社は、買収防衛策を導入していません。当社株式が公開買付けに付された場合は、取締役会は公開買付者等に対し、当社の企業価値向上策の説明を求め、これを取締役会の諮問機関であり社外役員が半数以上を占める特別委員会に諮問し、その上で、当社としての企業価値向上策を決定し、株主に説明します。

（関連当事者間取引の方針）

第9条

1. 当社は、取締役および執行役員の競業取引や利益相反取引は、取締役会に付議し、決議しています。また、関連当事者間の取引について、毎期、監査役会が取締役および執行役員に「業務執行確認書」の提出を求め、競業取引や利益相反取引の有無の確認を行っています。

2. 当社は、関連当事者との取引については、会社法、金融商品取引法等の法令ならびに東京証券取引所が定める諸規則に従って開示しています。

第3章 適切な情報開示

（適切な情報開示）

第10条

1. 当社は、株主や投資家、さらには一般社会に対して、法令および東京証券取引所が定める諸規則に基づく情報開示を適切に行うとともに、任意の情報開示にも積極的に取り組んでいます。これらの内容は、当社ウェブサイトへの掲載等により、株主や投資家、さらには一般社会に対しても必要に応じて情報開示をしています。

2. 当社は、情報開示においては、可能な限り日本語と英語の双方で行うこととしています。

（経営計画）

第11条

当社は、経営計画においては、戦略の骨子および基本方針を示すとともに、収益率や資本効率に関する定量的な目標値とその実現に向けた実行計画を策定し、決算説明会や企業説明会を通じて株主を含むステークホルダーに公表します。また、当社は、経営計画を変更する必要がある場合には、その原因を分析し、次回の経営計画に反映させるとともに、重要な事項については、変更の背景や内容について説明を行います。

（外部会計監査人）

第12条

1. 外部会計監査人の選定およびその評価については、監査役会が策定した基準に基づき、監査品質および報酬水準の妥当性を評価するとともに、その独立性や専門性に問題がないかを確認します。

2. 当社は、外部会計監査人による高品質な監査を可能とする十分な時間を確保しています。さらに、監査役会も、外部会計監査人が十分な監査時間を確保できるよう、取締役会に要請します。

3. 当社は、外部会計監査人と経営陣との面談、監査役との連携や、さらに必要に応じて外部会計監査人と内部監査部門および社外取締役との連携を確保しています。

第4章 コーポレート・ガバナンス体制

(基本的な考え方)

第13条

1. 当社は、企業理念に基づき、透明かつ公正なコーポレート・ガバナンス体制の構築を実現することを経営上の最重要課題と考えております。経営の透明性、公正性および効率性を高めることが、株主をはじめステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることにつながると認識しています。

2. 当社は、基本的なコーポレート・ガバナンス体制として、「監査役会設置会社」制度を採用しており、これを基礎とし、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす複数の独立社外取締役および独立社外監査役の選任や、社外役員を半数以上とする指名委員会、報酬委員会、特別委員会という3つの委員会(委員長はいずれも社外取締役)を取締役会の諮問機関として設置することにより、取締役会の監督機能を強化しています。

また、独立社外取締役と独立社外監査役との間において、定期的な連携の場を設けることにより独立社外役員同士が情報交換・認識共有を図り、取締役会における議論に積極的に貢献出来るような体制としております。

当社の経営体制は、取締役会が意思決定を行い、代表取締役が業務執行することを基本としていますが、迅速な業務執行を行うために執行役員制度を採用し、執行役員の中から取締役会が指名したメンバーで構成される「経営執行会議」を設置しています。経営執行会議の活用により代表取締役の業務執行の迅速化・効率化や、取締役会の意思決定機能の強化を図る等、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

(取締役会の役割等)

第14条

1. 取締役会は、独立性の高い社外取締役2名を含めて活発な議論を行い、経営計画や事業戦略を決定しています。その進捗については、決算説明会や企業説明会において公表しています。

2. 取締役会は、効率的な意思決定を行うため、取締役会が指名する執行役員(執行役員を兼ねる取締役を含みます。)で構成される経営執行会議に意思決定または事前審議を委ねています。これにより、取締役会は、経営方針等の最重要事項に関する意思決定機能と監督機能に特化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

3. 取締役会は、取締役会決議および社内規程において、執行役員の担当業務を明確に定め、それぞれの知見や経験を活かし業務執行にあたっています。

4. 取締役会は、事務局を設置し、事務局を通じて、取締役会で十分な審議を行えるよう、取締役会の年間スケジュールの調整、適切な審議時間の設定、資料の事前配付、社外取締役を含む取締役の要請に応じた議案の事前説明などを行い、取締役会の審議の活性化に取り組んでいます。また、必要に応じて担当部門から個別に説明を実施するなど、提供すべき情報の充実を図っています。特に、業務執行側による社外取締役に対する情報提供を充実させることで、経営監視機能を強化しています。

5. 取締役会は、毎年度決算後、取締役会の運営について、各取締役による自己評価を実施します。取締役会は、各取締役の自己評価等をもとに取締役会全体の実効性に関する検討を行い、取締役会の監督

機能の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行ってまいります。

（監査役会）

第15条

1. 監査役会は、その半数以上が独立性の高い社外監査役で構成される独立の機関として、取締役および執行役員の職務執行を監査します。この目的のため、監査役会は、社内の監査役と社外監査役とが一体となって、有効な監査活動を行い、活発な議論を行って必要な措置を適時に講じます。
2. 監査役会は、社外取締役との連絡会議を開催するなど、必要な連携を行うことを通じて、社外取締役の情報収集を支援してまいります。

（取締役・監査役の候補者の指名等）

第16条

1. 取締役会は、取締役・監査役の候補者の指名および執行役員の選任に際しては、個々の知識・経験・能力および業績等を踏まえ、また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮の上、行います。
2. 取締役会は、前項の指名または選任の決定に際しては、社外取締役を半数以上とする指名委員会（委員長は社外取締役）に審議を求め、この審議結果を尊重して決定します。

（取締役の報酬）

第17条

1. 取締役会は、社外取締役を半数以上とする報酬委員会（委員長は社外取締役）を設置し、取締役および執行役員の評価・報酬等については、報酬委員会による審議結果を尊重して決定しています。なお、業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、成果主義の理念のもと、職責や業績貢献度を適正に評価した上で、適切に決定しています。
2. 取締役および執行役員の報酬については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系となるよう、報酬全体に占める中長期的な業績連動報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合など、今後も報酬委員会において議論を行ってまいります。

（取締役・監査役のトレーニング）

第18条

1. 当社は、取締役および監査役に対して、定期的かつ継続的に弁護士等の専門家による会社法等の法令に関する説明会を開催する等、当社役員としての職務遂行上必要となる法令知識や経営を監督するうえで必要となる事業活動に関する情報や知識の習得の機会を継続的に提供しております。
2. 当社は、社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、当社事業・課題に関する説明や、当社の工場等の現場の視察を実施する等の施策を講じております。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役について、外部の研修会への参加を促すとともに、執行役員や経営幹部との間で情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備します。そのために必要な費

用を会社が負担します。

（社外取締役、独立取締役）

第19条

1. 当社は、社外取締役を2名選任していますが、いずれも当社の定める独立性基準（添付資料）を充足しており、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

2. 当社は、多様な専門的知識、経験を有した独立社外取締役を選任することが取締役会の適切な意思決定や監督機能を担保するものであると考えています。今後も引き続き、当社コーポレート・ガバナンスの充実に資する経歴、経験、知識を有する適任者を、独立社外取締役として複数選任することとし、必要に応じ、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすることも視野に入れて取り組んでまいります。

3. 当社は、当社役員が他の会社の役員を兼任する場合には、当社の役員としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するのに適切な兼任数であるのがふさわしいと考えております。

取締役会決議日

平成28年11月10日

添付資料 社外役員の独立性基準

当社は、以下の事項のいずれも満たした場合、社外役員候補者に独立性があると判断する。

- 当該社外役員候補者が、現在または過去5事業年度において、当社または当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）の業務執行者とならなかったことがない場合
- 当該社外役員候補者の配偶者または2親等以内の親族が、現在または過去において、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者とならなかったことがない場合
- 当該社外役員候補者が現在、業務執行者として在籍する会社が、当社グループとの間に取引がある場合には、過去5事業年度のいずれかにおいて、その取引金額が当該会社または当社の連結売上高の2%を超えない場合
- 当該社外役員候補者が、過去3事業年度のいずれかにおいて、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社グループから個人として年間1,000万円を超える報酬を受けていない場合
- 当該社外役員候補者本人、もしくは当該社外役員候補者が現在在籍する団体が、過去5事業年度のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けていない場合
- 当該社外役員候補者が、過去5事業年度において、社外役員の相互就任関係となる会社の業務執行者でない場合